

平成 25 年度
野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業

実績報告書



野洲市 市民部 市民生活相談課

はじめに

少子高齢化や情報化の進展、また経済のグローバル化など、生活環境を取り巻く情勢は急激に変化しており、日本社会は大きな転換期に差し掛かっています。さらに、格差社会や貧困の連鎖による負の再生産も大きな社会問題になりつつあります。

滋賀県野洲市の生活困窮者自立促進支援モデル事業は平成 23、24 年度に実施したパーソナル・サポート・モデル事業を発展的に継続させた事業です。特に借金など生活困窮や生活面での不安定などを持つ人を対象として、「おせっかい」することを合言葉にして寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携して、「一人ひとりを包摂する野洲市の仕組みづくりの実現」を目標として実施してきました。

この事業は、野洲市民に対するセーフティーネットのプレミアムサービスであるとも位置づけています。救急車や消防車、消火栓整備、さらには公共施設の耐震対策などと同様にすべての市民のために必要不可欠なセーフティーネットであると考え、事業を進めています。

今年度においても一昨年度から引き続き実施している事業だけでなく、「やすワーク」を活用した就労支援など新たなしくみも追加し展開させ、歩みながら考えこの事業に取り組んできたところであり、昨年度に加えてさらに大きな成果がありました。

平成 27 年度から生活困窮者自立支援法による事業が義務づけられることとなりますが、この事業で培ったノウハウを生かし、さらに野洲市役所が一丸となって関係機関やNPO 団体等と連携して地域全体のネットワークを充実させることを目指して様々な事業に取り組んでいきます。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 7 月

野洲市長 山仲 善彰

●野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業とは

野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施します。併せて、市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。

●平成25年度事業実績について

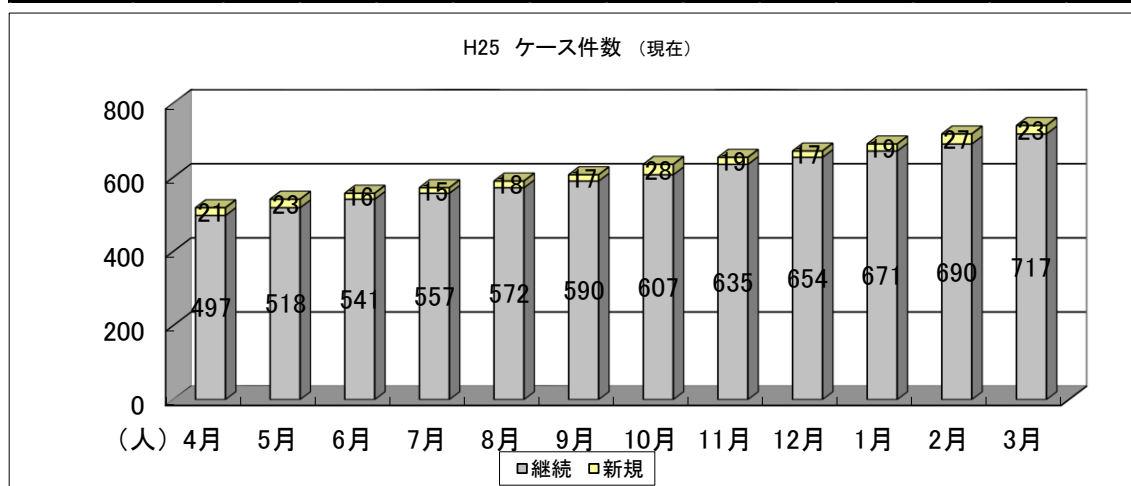
1. 相談支援事業について

(1) 相談者の属性

- ・ 25年度1年間の新規の相談者人数（実数）は、243人です。また23年度から通しての相談者人数（実数）の総数は、740人になりました。
- ・ 相談延べ件数は、25年度は4,663件です。また23年度から通しての相談延べ件数は10,344件となりました。この相談延べ件数については、相談者との面談や支援対応のほか、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等の対応件数も含まれています。

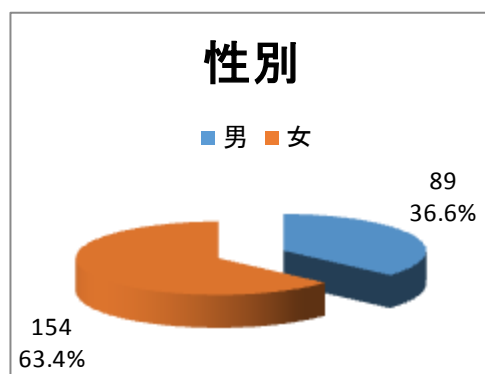
※以下の各表・グラフの数字については、平成23・24年度の報告書から数字を修正しています。

	H24末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
継続	－	497	518	541	557	572	590	607	635	654	671	690	717
新規	497	21	23	16	15	18	17	28	19	17	19	27	23
総数	497	518	541	557	572	590	607	635	654	671	690	717	740



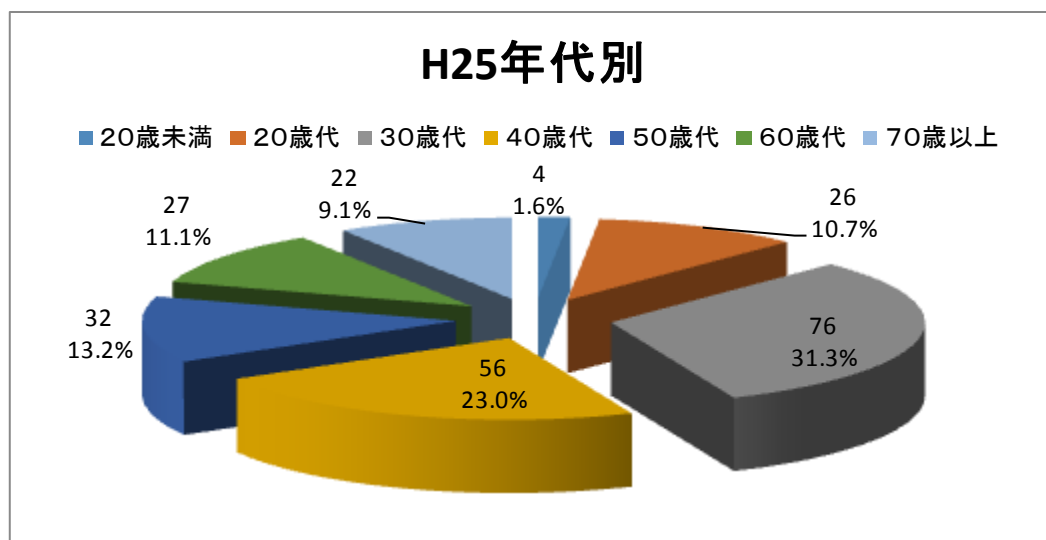
- ・相談者の性別で見ると、男性89人（36.6%）、女性154人（63.4%）となっており、前年に比べ女性からの相談者が多くなっています。

		総合計	H25合計	H23	H24	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
性別	男	308	89	108	111	6	10	5	7	8	10	12	8	4	4	5	10
	女	432	154	162	116	15	13	11	8	10	7	16	11	13	15	22	13
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	740	243	270	227	21	23	16	15	18	17	28	19	17	19	27	23

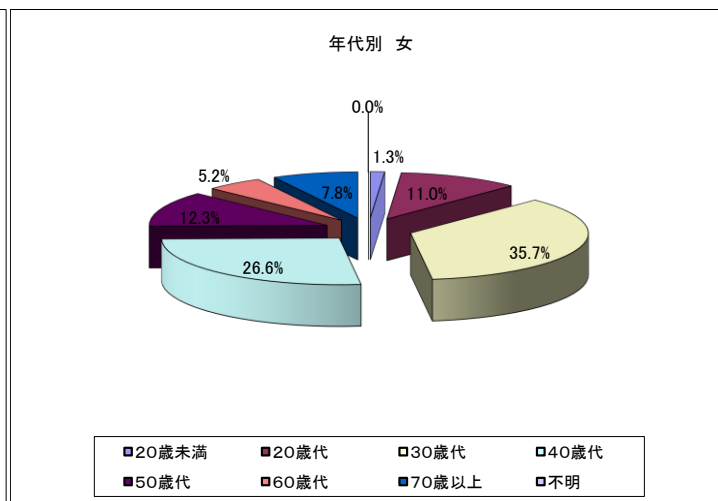
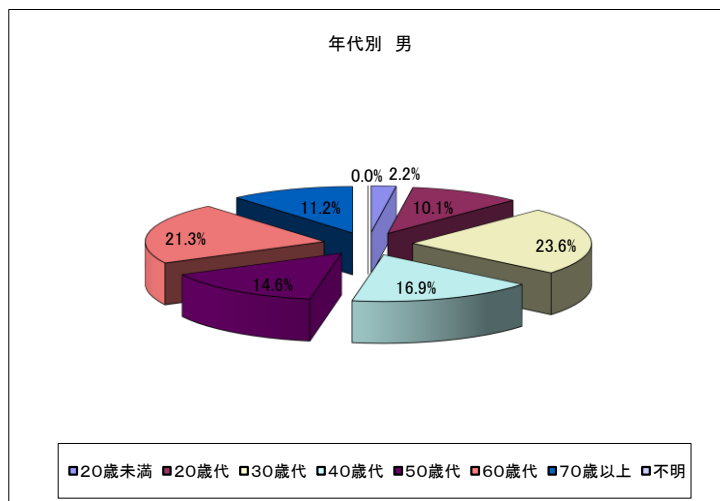
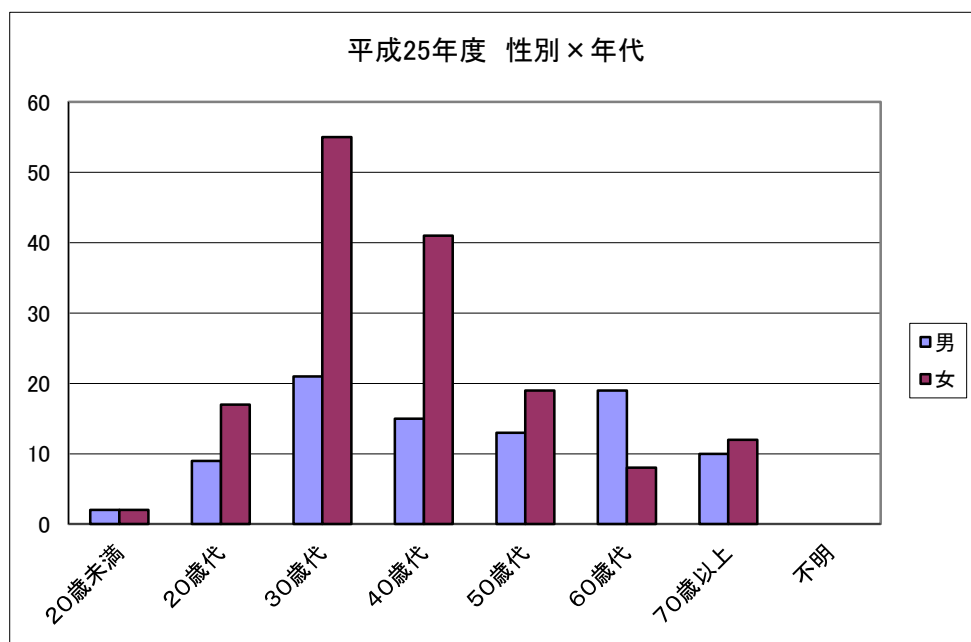


- ・年代別では、30歳代と40歳代で132人（54.3%）と、相談者の半数以上を占めています。前年に比べると、30歳代が55人から76人（38%増）に増加しているのが目立ちます。

		総合計	H25合計	H23	H24	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年代	20歳未満	14	4	4	6	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	20歳代	82	26	26	30	3	1	1	1	1	1	3	1	0	6	5	3
	30歳代	196	76	65	55	7	5	5	6	5	7	12	3	4	5	9	8
	40歳代	195	56	87	52	5	3	3	4	7	3	7	5	3	4	4	8
	50歳代	104	32	36	36	1	5	5	1	1	1	1	3	5	2	4	3
	60歳代	94	27	35	32	3	2	2	3	2	2	3	4	4	0	2	0
	70歳以上	55	22	17	16	1	7	0	0	2	3	1	2	1	2	3	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	740	243	270	227	21	23	16	15	18	17	28	19	17	19	27	23

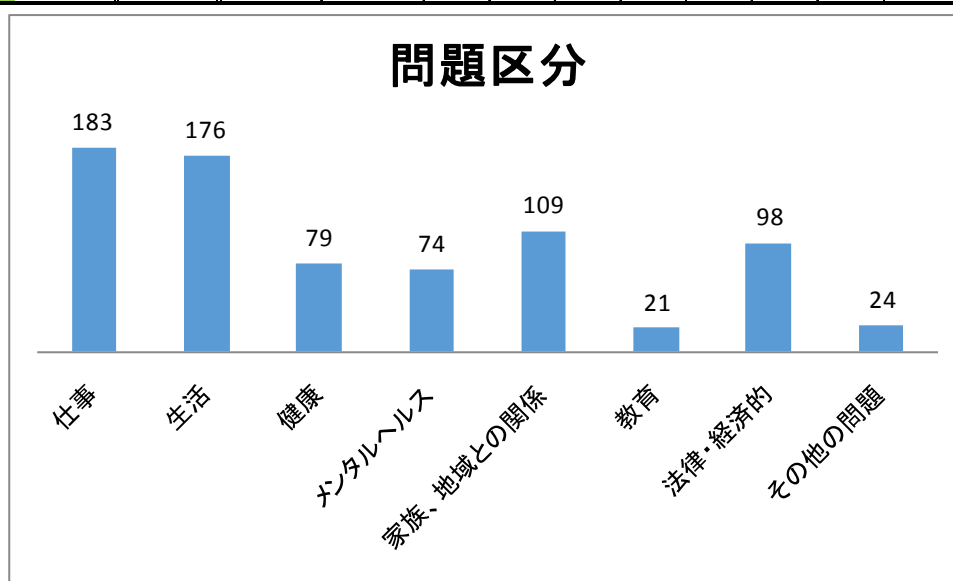


- 男女別の年代を見ると、男性、女性とも30歳代が一番多くなっています。特に、女性の30歳代、40歳代が非常に多く、2つを合わせると96人（39.5%）となります。毎年ですが、ひとり親家庭の就労支援を実施する子ども家庭課からの紹介件数が多いことが要因と考えられます。



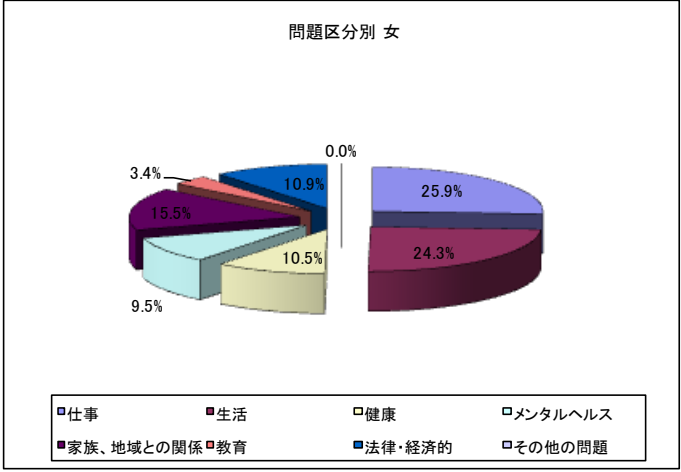
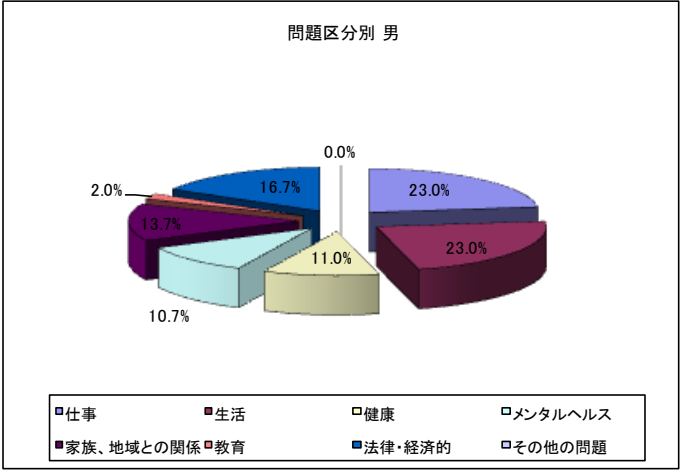
- ・問題区分は仕事183件、生活176件と例年この2つの項目が多くなっています。
- ・全相談者243人で全問題区分764個を割ると、3.14個となります。やはり、生活困窮者は複数の課題を抱えていることがこの数字からもわかります。
- ・メンタルヘルスの問題区分は74人となっています。この中には、精神疾患、知的障がい、発達障がい、ひきこもり、薬物犯罪による刑余者となっています。また、医療機関に受診はしていないが、精神不安定やコミュニケーション等に課題のある人も含まれます。これは相談者合計数243人のうち74人（30.5%）となっており、精神等に課題のある相談者が3割を占めています。健康推進課や障がい者自立支援課、発達支援センター等と連携して支援をしていますが、今後の課題として、ひきこもりについての支援の仕組みを整備することが必要です。

		総合計	H25合計	H23	H24	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(複数問題区分回答分)	仕事	554	183	183	188	17	13	16	10	12	12	22	16	11	15	19	20
	生活	514	176	176	162	15	17	12	12	15	17	23	13	14	9	13	16
	健康	216	79	61	76	7	11	4	4	5	3	10	6	7	8	6	8
	メンタルヘルス	240	74	92	74	8	8	4	5	8	4	9	3	5	6	5	9
	家族、地域との関係	337	109	138	90	9	12	7	8	10	10	13	8	9	6	10	7
	教育	73	21	25	27	3	2	0	0	3	1	3	0	2	2	2	3
	法律・経済的	339	98	146	95	10	11	5	9	9	10	15	7	8	4	6	4
	その他の問題	53	24	21	8	3	4	1	2	2	3	1	2	1	1	2	2

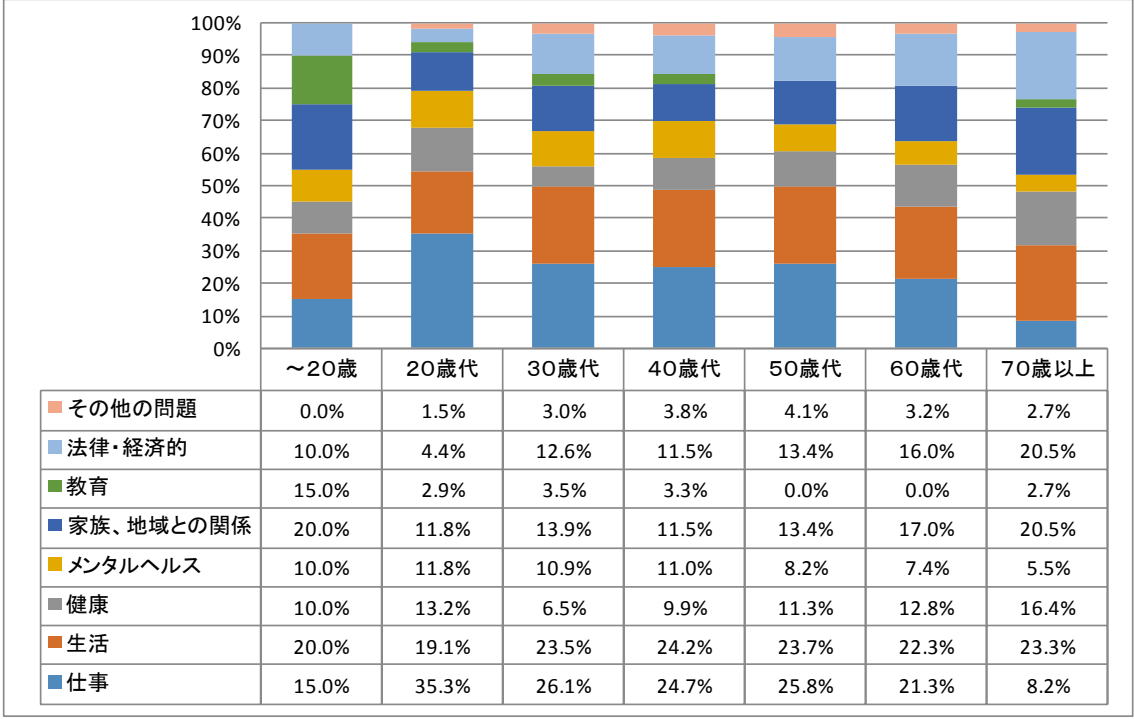


問題区分	内容
仕事	失業・労働問題など
生活	衣食住の欠如など
健康	疾患・けがなど
メンタルヘルス	うつ・発達障害・依存症など
家族や地域との関係	DV・虐待・暴力被害など
教育	不登校・いじめ・中退・基礎学力未習熟など
法律・経済的	事業不振・多重債務・滞納など

・男女と問題区分を比べると、女性のほうが、仕事、生活に関する相談割合が多くなっています。また、男性は法律・経済的問題が女性に比べ多くなっています。

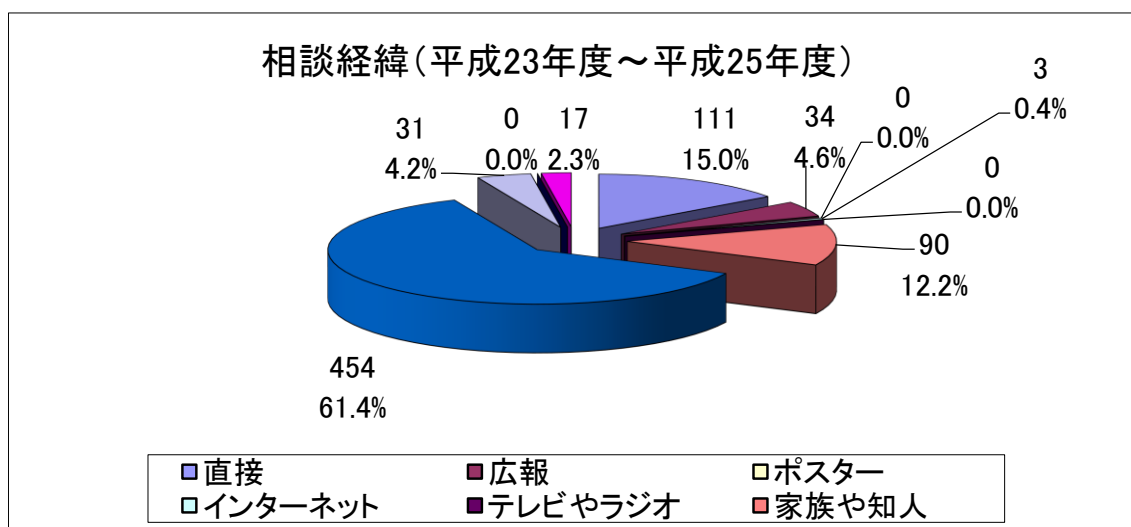
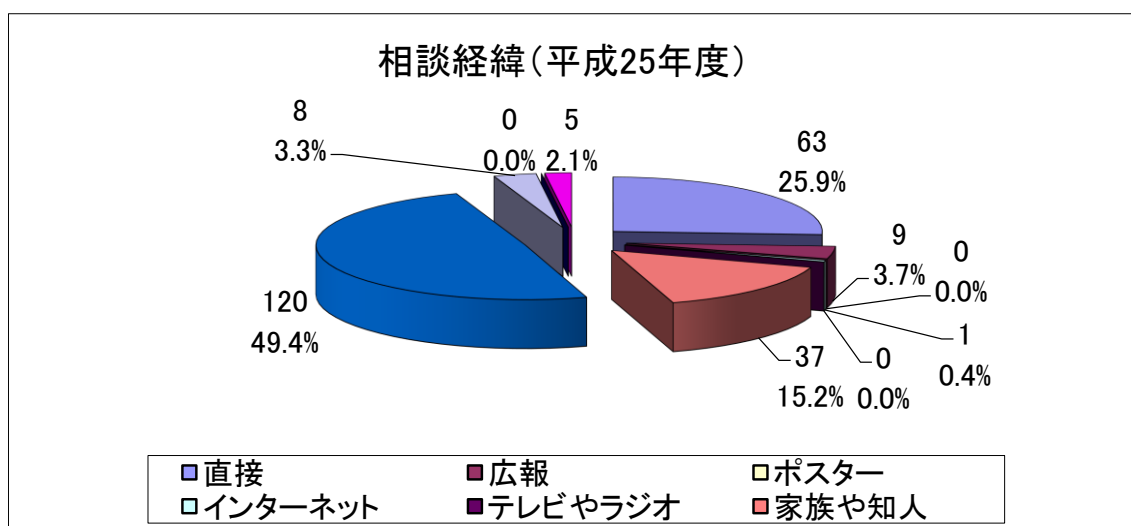


・年代と問題区分を比べると、20歳代では仕事に関する相談が35.3%と他の年代に比べ高くなっています。70歳以上では、仕事に関する相談が8.2%と一ケタ台になりました。



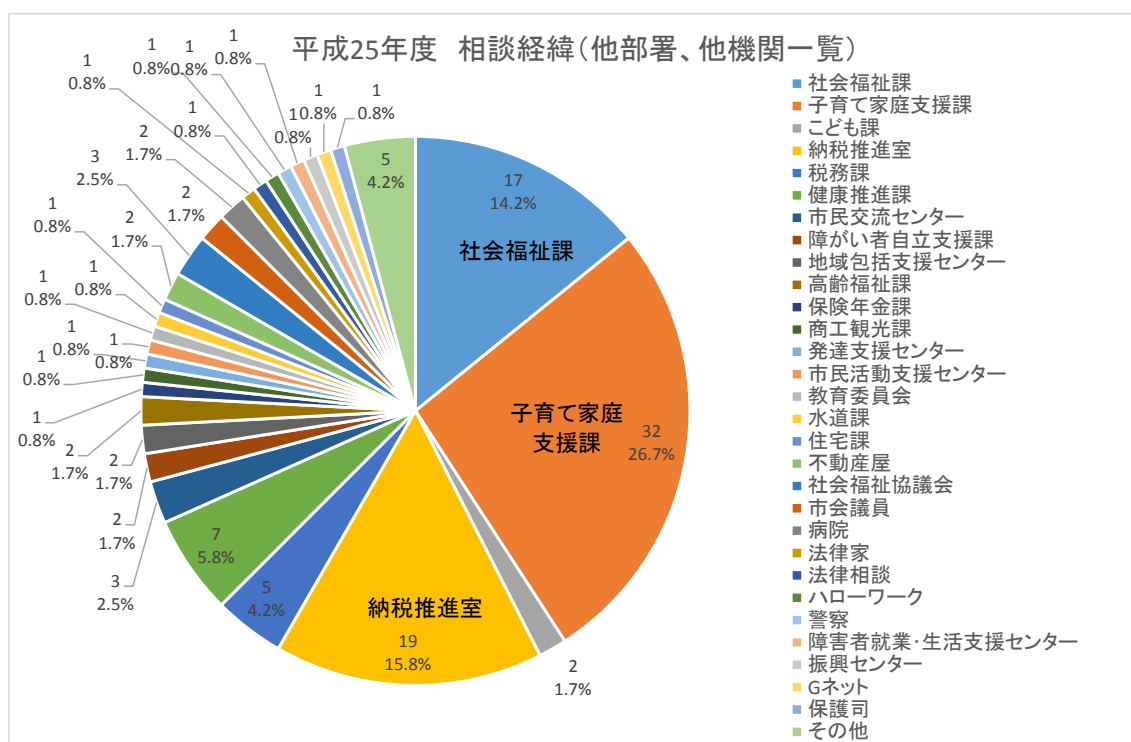
(2) 相談経緯

- ・相談に繋がった経緯としては、他部署・他機関からの紹介が120人で、全体の49.4%と約半数となっています。これは市役所の各課が連絡を密にして支援する連携の仕組みが要因だと考えます。しかしながら、昨年と比べると昨年は、147人（64.8%）であり、15.4%の減少となっています。
- ・一方、直接窓口に来られた相談者は63人（25.9%）で、昨年の23件に比べると大幅に増えています。これは、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供するアクションプラン「やすワーク」の本格実施によるものだと考えられます。
- ・しかしながら、平成23年からの積算では、他部署・他機関が454件（61.4%）となっており、依然、関係機関からの紹介が中心となっています。



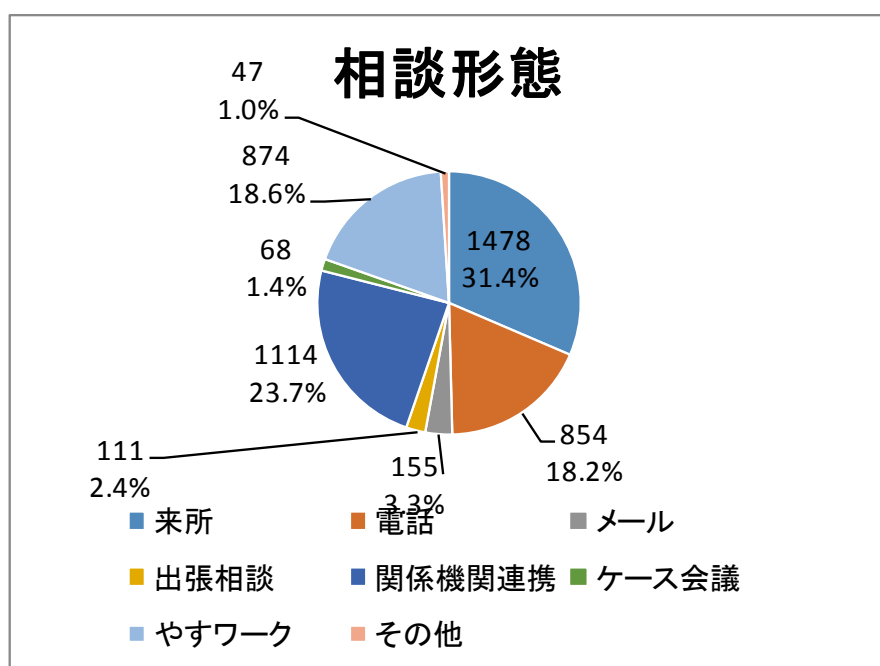
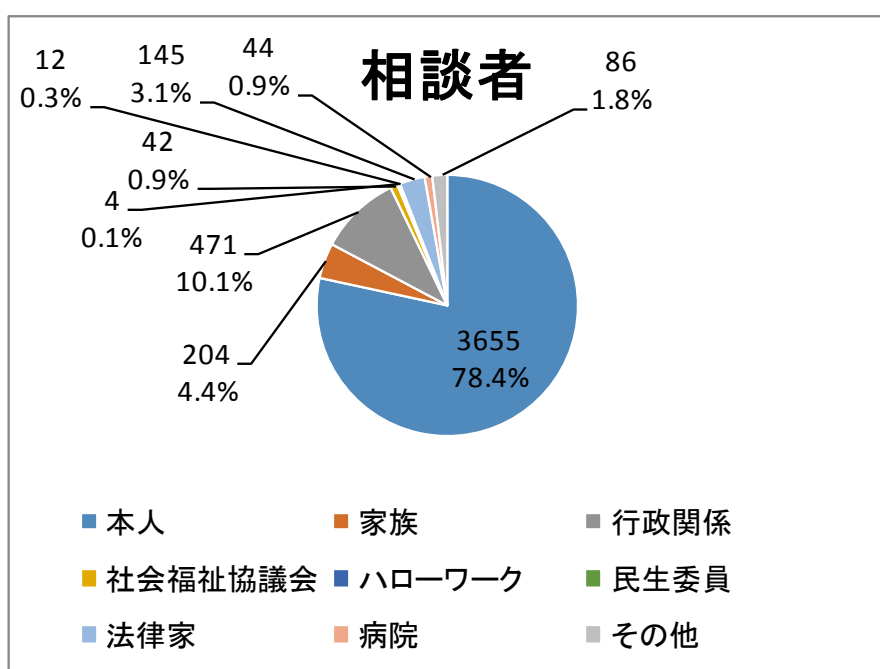
(他部署、他機関分析)

- ・ 他部署・他機関からの紹介で一番多いのが、子育て家庭支援課（32人）で、26.7%を占めています。子育て家庭支援課では、ひとり親家庭の就労や日常生活等の支援をするため、ひとり親自立支援プログラム策定員、ひとり親自立支援員を配置し相談を受けているところから、相談者の連携の要因となっています。昨年度（29人）19.7%に比べても増加傾向にあります。やすワークの本格実施による就労支援の強化によるものと考えられます。
- ・ 二番目に多いのが、納税推進室（19人）15.8%となっていますが、これは、「多重債務者包括的支援プロジェクト」として、税金等を滞納している市民に対し、なぜ滞納しているのか理由を聞き取ることで、借金等を発見すれば、市民生活相談室に連携し債務整理につなげる仕組みの効果によるものです。この仕組みは、納税推進室だけに限らず、徴収業務のあるすべての課・室が参画し取り組みを進めています。
- ・ 続いて多いのが、社会福祉課（17人）で14.2%となっています。社会福祉課は、生活保護制度や第二のセーフティネットである住宅支援給付制度を所管しているところから、受給者等の就労や生活問題などの相談につなげることができました。
- ・ 昨年度に比べ、新たに9つの関係機関から紹介をうけ、今年は30機関からの相談者をつないでもらうことができました。

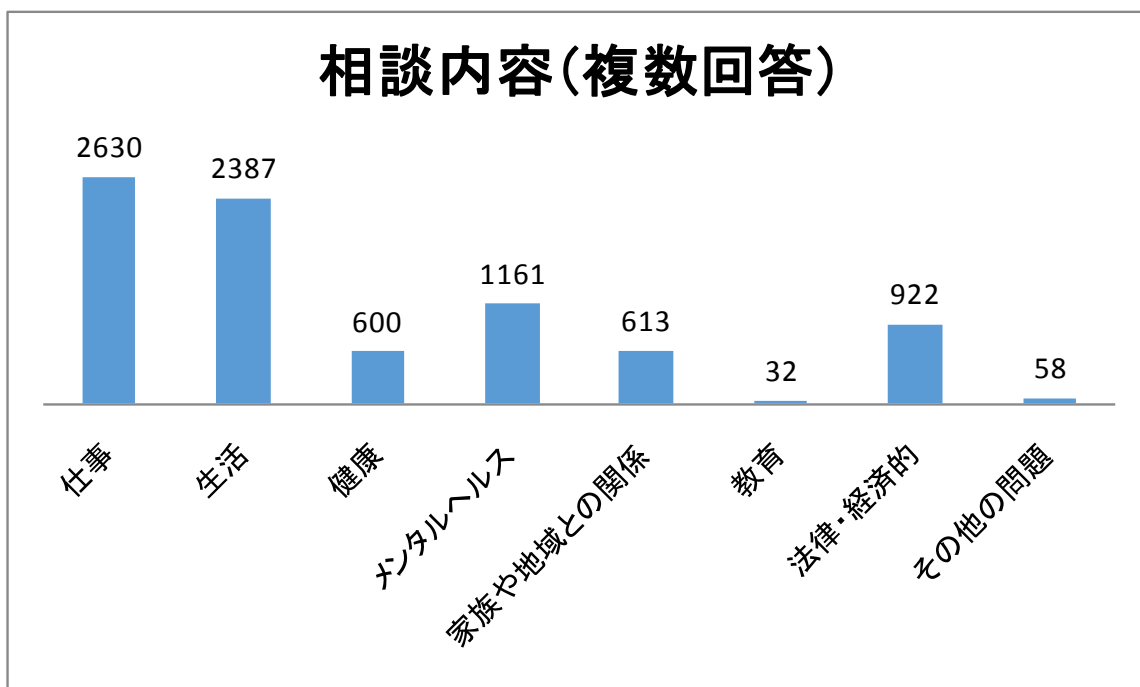


(3) 支援内容

- ・平成25年度において、支援を行った延べ件数は、4,663件です。
- ・そのうち、支援対象として本人が一番多く3,655件(78.4%)となっています。
- ・続いて、行政関係との連絡調整等が多く、471件(10.1%)となっています。
- ・相談形態は来所が一番多く、1,478件(31.4%)となっており、面談による相談が重点的に行われたと思われます。
- ・次に、関係機関連携による支援が続き、1,114件(23.7%)となっています。
- ・やすワークによる相談は、874件(18.6%)です。事業の効果については、後述します。



- ・相談内容は、仕事2,630件が一番多く、続いて、生活2,387件となっています。
- ・複数回答であるため、割合はわかりませんが、仕事や生活を相談のきっかけとし、さまざまな相談に対応していることがわかります。



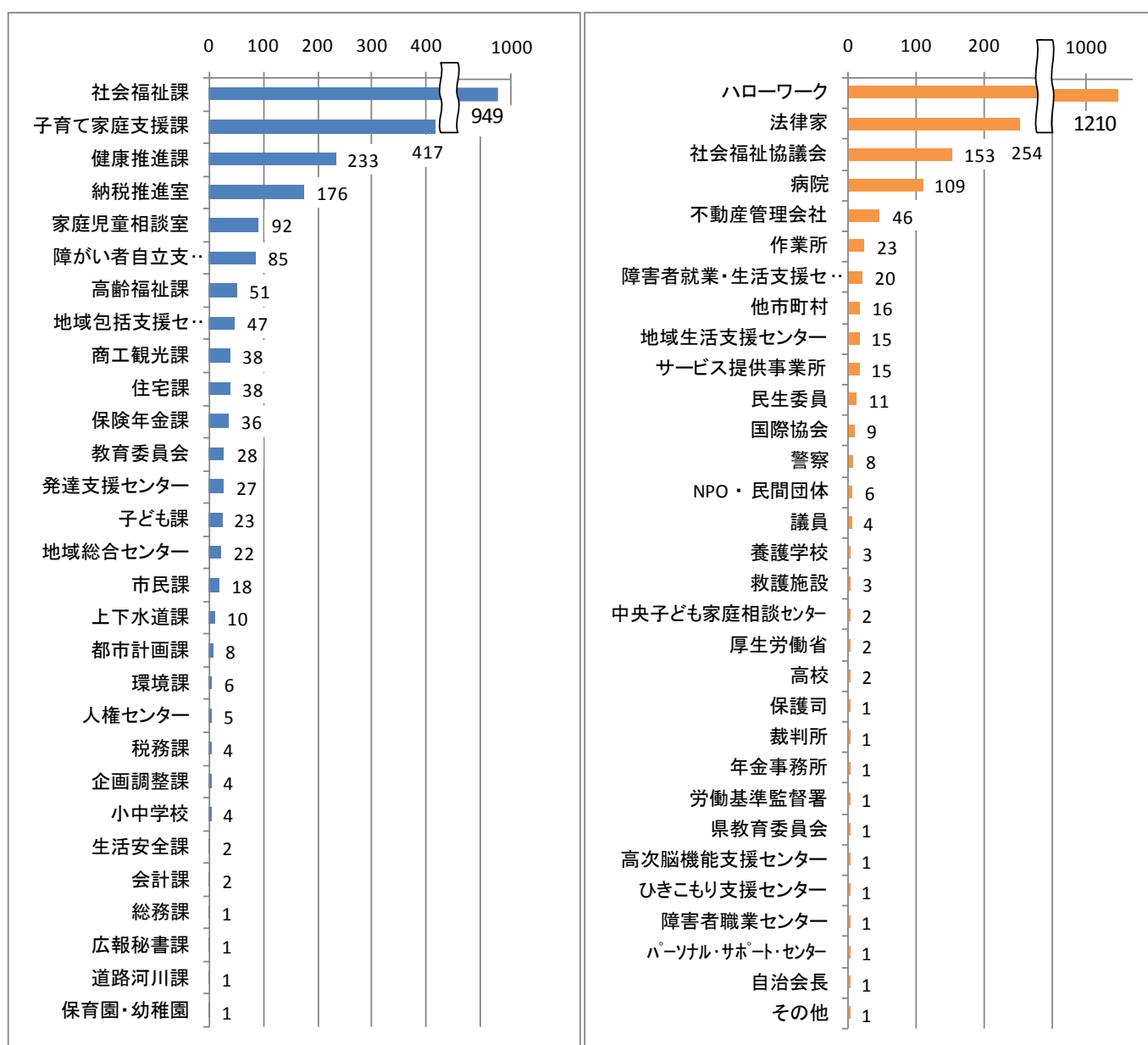
※支援内容に関する関係機関

- ・1件ずつの支援の実施に際し、多くの場合、関係機関と連携して一緒に支援を行っています。今年度は、60機関と連携して支援を行いました。
- ・市役所内の関係機関との連携回数は、2,482回で一番多く連携した課は社会福祉課で949回です。次に多いのは子育て家庭支援課で417回（家庭児童相談室92回）、健康推進課233回、納税推進室176回、となっています。
- ・社会福祉課との連携において、生活保護の申請につなげ、生活保護の受給に至った件数は9件です。
- ・次いで、障がい者自立支援課85回、高齢福祉課51回（地域包括支援センター47回）となっており、生活困窮者の相談に障害者や高齢者の相談が多くかかわっていることがわかります。
- ・外部機関との連携回数は、1,922回で、ハローワークが一番多く、1,210回です。これは、やすワークの本格開始による影響によるものと考えられます。
- ・次に法律家との連携が多く、254回となっています。ほかに、保護司や裁判所、労働基準監督署などとも連携しており、法律関係の力を必要とする相談が多く、

法律家とのネットワークが重要です。困窮者支援を進める上で、法律家の力が欠かせないことから、今後も連携を強化していきます。

・次に社会福祉協議会153回、病院109回、不動産管理会社46回となっています。いずれも、支援を進めていくうえで貸し付けや医療の提供、住まいの確保など密接な関係にある支援機関です。

・今年度は他市町村と一緒に支援を行うことも16回あり、全国的に始まる、生活困窮者自立支援法（平成25年度は生活困窮者自立促進支援モデル事業）の影響かと考えられます。



2. 就労相談支援について 【やすワークの開設】

- 平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービス モデル事業から実施してきた就職ナビゲーター事業を拡充するため、25 年度は、野洲市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館 1 階に開設しました。これは、内閣府の「アクションプラン」を活用して、ハローワークの就職支援と野洲市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年 4 月 1 日締結）に基づき、野洲市の生活困窮者自立促進支援モデル事業として実施しています。
- 9 月 30 日まではハローワーク草津の就職支援ナビゲーターの出張相談という形で週 3 日間 10：00～16：00 の開設時間で運営しました。10 月 1 日からは、ハローワークの求人情報を検索・提供する窓口端末機器・求人情報端末機器も完備して、毎日開所し、市民生活相談課職員 1 人、ハローワーク草津の職員 1 名が常駐して本格稼働しています。
- 各部署（商工観光課、社会福祉課、子育て家庭支援課、地域総合センター、市民交流センター、健康推進課、障がい者自立支援課）の就労支援制度の担当者と連絡を取り合って、ハローワークから市役所に派遣されている就職支援ナビゲーターと密に連携しながら、就労に結びつく支援を行いました。
- 就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは、191 人（実人数）、延べ 874 件であり、1 人当たり約 4.6 回の相談回数となっています。その内、145 人が就労決定し、昨年（88 人）に比べ 64.8% 増加しており、就労支援がより効果的に実施できた成果といえます。やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で 1 時間の就労相談・情報提供を受けることができること、また各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなど、などメリットが多く、就労支援において、非常に有効です。
- また、この 145 人の属性については、ひとり親家庭（35.1%）、生活保護受給者（16.6%）、住宅手当受給者（17.9%）、その他生活困窮者（49.7%）となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- 雇用形態については、就職決定者の内、正社員が 22 人、正社員以外（パート、臨時社員、契約社員など）が 123 人となっています。正社員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、自立した社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

やすワーク 予約制 1 日 5 枠（1 人 4 5 分）	相談者人数（実数）	1 9 1 人
	相談件数（延べ数）	8 7 4 回
	就職決定者数	1 4 5 人

・就職決定者145人の分析

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
男	0	15	37	54	22	16	1
女	0	2	5	16	6	12	1
合計	0	13	32	38	16	3	0

	男	女
正社員	8	14
正社員以外	35	88

紹介機関	就職決定者人数	(内) 正社員人数
子ども家庭課	39	6
社会福祉課	34	7
商工観光課	0	0
市民生活相談室	64	7
納税推進室	7	1
健康推進室	1	0

属性（重複回答）	就職決定者人数	(内) 正社員人数
生活保護受給者	24人	4人
住宅手当受給者	26人	7人
障がい者	1人	0人
ひとり親家庭	51人	7人
寡婦	5人	0人
その他（ひきこもり等）	72人	10人

職種	就職決定者人数	(内) 正社員人数
製造業	68人	3人
一般事務	27人	7人
医療・介護職	13人	6人
調理師または補助員	6人	1人
接客販売	13人	2人
清掃・施設管理	12人	0人
その他 (運送業、農作業、塾講師など)	6人	3人

※考察：やすワークの真の効果？

ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供するため、設置したやすワークですが、今年度は145名の就職者を出すことができました。その中でも、生活保護を受給している就職決定者24名のうち、4名が生活保護から自立をすることができました。残りの20名も生活保護費の抑制につながり、その他の課題を抱えている世帯にも同様の効果があると思われ、非常に効果のある事業と感じています。

しかし、生活困窮者の多くは複数の課題を抱えていることもあり、なかなか仕事に定着することが難しいことがあります。やすワークからの就職者も一度は就職したものの数日で辞めてしまうケースもありました。

しかしながら、就労支援と生活支援を一体的に提供しているやすワークの本当の効果はこれからで、離職をしてしまったケースについても、そのままにならず、後追いすることができるのです。

母子の相談者であれば子ども家庭課の相談員が、生活保護の相談者であれば社会福祉課の職員が、ずっと寄り添って相談を継続しているから再度、就労支援につなげることができます。実際、生活保護の相談者のうち、離職してしまった??ケースのすべてが再度やすワークの利用につながり、再就職をしています。

もちろん、早期に離職にならないようジョブマッチングを図ること、定着支援を強化していくことも重要ですが、就職がゴールでなく通過点として、生活再建の視点で伴走支援を続けていく重要性を感じる今年度の結果となりました。



10月1日、 「やすワーク」が本格稼働！

市では、厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館1階に開設しています。これは内閣府の「アクションプラン」を活用して、ハローワークの就職相談と市の生活相談を市民の皆さんに一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき、市の生活困窮者自立支援モデル事業として実施しています。

9月までは、週3日間、午前10時～午後4時の開設時間で運営してきました。10月1日からはハローワークの求人情報を検索・提供する窓口端末機器・求人情報端末機器も完備して、毎日開所します。市民生活相談課職員1人、ハローワーク草津職員1人が常駐していますので、相談をしたい人、詳しい状況を知りたい人はお気軽にご連絡ください。
問い合わせ：▽市民生活相談課 ☎587-6063、Eメール soudan@city.yasu.lg.jp
▽やすワーク（直通） ☎518-0135



本館1階税務課横に開設されたやすワーク



整備された求人情報関係機器

- ・仕事がうまく探せない
- ・履歴書の書き方に自信がない
- ・職務経歴書ってなに?!

仕事はしたいけど 色々難しい...

ハローワーク職員の就職支援ナビゲーター & 市役所職員の相談支援員が一緒に相談いたします。

多彩な就職支援メニュー

ハローワークカードの登録
求人情報の提供
紹介状の発行
面接の日程調査
履歴書、職務経歴書指導
面接指導
就活メイク指導
就活スーツ無料貸し出し など等...

やすワークの手順



まずは

お気軽にお電話を!

ご予約は

市民生活相談課へ

TEL 587-6063

FAX 586-3677

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
(野洲市役所内)

相談時間

月曜日～金曜日

10:00～16:00 (各45分)

(土・日・祝祭日・年末年始は除く)

予約制

個室の相談室でゆっくりと
ご相談をさせていただきます。

秘密は厳守します。
費用は無料です。



しことを探している方へ

やすワーク

をご利用下さい!

あなたの就職サポートします!



「やすワーク」とは...

平成25年4月1日付で締結した「野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野洲市役所内に設置した施設です。



野洲市市民部 市民生活相談課

聞かせて下さい、その悩み。話して下さい、その思い。

- ・理由もなく解雇された
- ・生活が苦しくて食べる物が無い
- ・覚えのない高額請求がきた
- ・悩みがあって眠れない
- ・収入が不安定で先が見えない
- ・多額の借金を抱えてしまった
- ・離婚したあとの生活が不安



やすワークは、就職相談
だけではありません。

生活を抜きにして仕事のことは考えられません。
日々の生活費、家賃、ローン返済、育児、介護、健康など生活する中に悩みはつきものです。
やすワークでは就職相談だけでなく、生活全般を含めた総合相談も受け付けております。

失業によって住宅や生活にお困りの方に対する支援制度があります。
一人で悩まずに、ご相談ください。

住宅支援

住宅を失った、または失う恐れのある方に対し、家賃のための給付があります。

入居資金

住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸付があります。

生活資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは職業訓練期間中の生活費などの貸付・給付があります。

職業訓練

再就職のための職業訓練などがあります。

労使間のトラブルに悩まれている方へ

解雇

配置転換

賃金不払い

雇止め

パワハラ

- ・労働条件に関する相談
大津労働基準監督署 ☎ 522-6641 (面接相談も可能)
- ・解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局 総合労働相談コーナー ☎ 522-6648
- ・一人一人の労働者と使用者との間の紛争のあっせん
滋賀県労働委員会 ☎ 528-4473 / 4472

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な都道府県の行政機関です。
あっせんの費用は無料です、秘密厳守で行われます。

- ・職業訓練、雇用保険等の手続き
ハローワーク草津 ☎ 562-3720

各種無料相談

法律相談

市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など弁護士・司法書士による法律相談を無料で行っています。
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

税務相談

市民の方を対象に国税(所得税・相続税など)に関して近畿税理士会員による税務相談を無料で行っています。
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

行政相談

市民の方を対象に主に国の事務に関するご意見や苦情について行政相談委員(2名)が相談に応じます。
相談時間 午前9時30分～正午 随時受付
申込み 事前予約は必要ありません。当日、直接会場へお気軽にお越しください。

生活相談

専門相談員が悪質商法や多重債務などのトラブルに関する相談に随時応じます。まずは、お電話を!

民事法律扶助制度があります!

民事法律扶助とは...
日本司法支援センター(法テラス)が、経済的に困りの方のために、無料で法律相談を行い、司法書士・弁護士費用の立替を行う制度です。
※利用できるかどうかは要件がありますので、まずは、ご相談ください。

日本司法支援センター
法テラス 滋賀地方事務所 <http://www.houterasu.or.jp/>
☎ 050-3383-5454 平日 9:00～17:00

3. 弁護士による困難事例検討会の実施について

滋賀弁護士会から弁護士の派遣を受け、それぞれが抱える解決困難な事例について、各部署が集まり弁護士のアドバイスを受ける等、毎月1回（年間11回開催）困難事例検討会を開催しました。様々な事例が寄せられましたが、この検討会を実施することで、各部署・支援機関の情報共有や連携強化と支援を担当する職員のスキルアップに効果があったと考えています。

全11回の参加機関は、市役所が13部署、外部機関が12機関となっています。様々な課題がある相談事例について、解決のためには、連携して支援することの重要性がわかります。

◆ 参加機関（全11回開催）

市役所内	外部関係機関
教育委員会	弁護士
家庭児童相談室	民生児童委員
高齢福祉課	NPO法人成年後見センターもだま
地域包括支援センター	学童保育所
社会福祉課	保育園
発達支援センター	中央子ども家庭相談センター
ふれあい教育相談センター	小学校
健康推進課	中学校
地域生活支援室	高等学校
住宅課	福祉サービス提供事業所（作業所）
子育て家庭支援課	介護サービス事業所
障がい者自立支援課	野洲市社会福祉協議会
市民生活相談室	

回	相談日	弁護士名	内容
1	5月17日	小原卓雄	朽ち果てた建物に居住し立ち退きをしない高齢者の支援について
2	6月21日	樋口真也	子ども4人の養育を拒否する両親と多額の住宅ローン返済が困難な祖母への家庭支援について
3	7月19日	石川賢治	生活保護を頑なに辞退する精神障がいのある女性に生活保護を継続的に受給してもらう方法について
4	8月16日	白木優	外国籍の母親で息子への虐待行動を繰り返す家庭の支援について
5	9月20日	古山力	夫が刑務所に服役中の生活保護受給する女性に対し大家が賃貸借契約の解約通告することの効力について
6	10月18日	永芳明	生活保護受給世帯の大学進学を目指す子どもの学費と自立のための施設入居の支援について
7	11月15日	稲田ますみ	離婚に伴う公営住宅の引継ぎと障がいのある子どもを抱える知的障がい疑われる母親への支援について
8	12月20日	宮原務	重度知的障がい者の障がい福祉サービス契約のトラブルについて
9	1月18日	杉山佐枝子	クラブ活動等トラブルによる親子の関係悪化について
10	2月25日	俣木徹	猟銃を持ちだして脅迫する自分名義の土地・母屋に住む息子とのトラブルについて
11	3月14日	田嶋明日香	自営業が経営不振で多重債務にある息子が母親の介護サービス料を滞納し入浴サービス等提供が困難な世帯の支援について

4. シンポジウムについて

前述のハローワークとの一体的実施施設である「やすワーク」について就職情報の検索端末、紹介端末を設置し、10月1日から本格実施することを受け、市民や支援機関に広く「やすワーク」を周知するため、「やすワーク開所シンポジウム」を開催しました。

多くの参加者にお越しいただき、「理解できた」「期待している」との声を聞くことができ、周知の効果がありました。

やすワーク開設記念シンポジウム結果

【シンポジウムの目的】

市民・支援関係者・機関等に広く「やすワーク」を周知すること

【題名】生活困窮者自立促進支援モデル事業シンポジウム

「やすワーク」が開設しました！！

市役所とハローワークのコラボレーション～就労支援と生活支援～

【日 時】 平成25年9月7日（土）午前10：00～12：00

【会 場】 市民活動支援センターホール

【プログラム】 9:30受付 10:00開始 ～12：00終了

1. 開会の挨拶 市長 10：00～10：05
2. 野洲市の取り組む生活困窮者支援について（アクション・プランを含む）
10：05～10：20（市民生活相談課 宇都宮）
3. 講演「生活困窮者支援に求められるもの～おせっかいの野洲方式～」
10：20～10：55
講師 京都府立大学公共政策学部教授 小沢修司 氏
4. パネルディスカッション 11：00～

・登壇者	京都府立大学公共政策学部教授	小沢修司 氏
	労働局草津公共職業安定所	宮本善彦 氏
	野洲市長	山仲善彰 氏
・コーディネーター	市民生活相談課	生水裕美
5. 閉会の挨拶 ～12：00

【参加者】 73名

【属 性】

	市内	市外	無回答	合計
民生委員	17	0	8	25
行政職員	7	19	0	26
NPO	1	1	0	2
その他	3	12	1	16
無回答	3	1	0	4
合計	31	33	9	73

【アンケート】

男	26
女	20
無回答	2
合計	48

30 歳代	3
40 歳代	8
50 歳代	12
60 歳代	23
70 歳代	2
合計	48

理解できた	26
おおよそ理解できた	22
あまり理解できなかった	0
全く理解できなかった	0
無回答	0
合計	48

大いに期待する	46
まあまあ期待する	2
あまり期待できない	0
まったく期待しない	0
無回答	0
合計	48

【パネルディスカッション要約】

・就労支援と生活支援の一体的提供の重要性はもちろんのこと、自立の多様性、起業支援の必要性、一人も救えない制度は誰も救えない、まずは目の前の相談者を徹底的に支援することが重要であること、野洲市は国の財政支援がなくても生活困窮者支援について進める。

【感想】

ハローワークを市の様々な課とつないで新たな政策が生まれることを期待します。
大変示唆にとんだお話でした。山仲市長だからできる事なのか、生水さんだからできる事なのか…とやはり平凡な行政職員はついつい引き気味に感じてしまうのが悲しいところです。お話の中で素晴らしい野洲市の未来が見えつつも、日々の仕事にどう生かしていけるのか、会場を出た時からヒラメキというようなことになるのが理想ではあるのですが…。これからもよろしくお願いします。母校である府大の小沢先生にお話がきけたのもとてもうれしかったです。
市長の話しを直接聞くことで野洲市民としての実感が初めてわいた気がします。こういった参加しやすいものと市長の出番が多いことを今後希望したいです。
市長の言葉に感動した。
昨今、クローズアップしている「ブラック企業」への取り組み…企業名公表、指導等を前向きにお願いしたい。
一人の為に全員で！！
全体的にわかりやすい内容でよかった。
生水さんや相談課のみなさんのご努力もすごいです、市長のすばらしさに感動しました。ますますの発展を期待したいと思います。
うつのみやさんがすごい。
難しい話は苦手だから、脱皮したとても朗らかな雰囲気のもとで身近に感じとれるものでした。市役所の職員さんも、とてもやわらかな人が成長してきました。
退職後、草津ハローワークに通わせてもらったので、親しみをもってお話を聞かせてもらいました。「やすワーク」すばらしい取り組みだと思います。今後の活動に大いに期待します！
市役所の活発な活動に感心しました。
参加できてとても良いお話を聞かせて頂きました。ありがとうございました。
行政の役割り仕組みの話題が多く、職員さん対照課題が多かった。ワーク窓口での実例、具体例が聞きたかった。
いろいろな課題をかかえた相談者を一体的に支援を行うことは画期的なことと思います。縦割りであれば、一方向のみの支援になってしまうことが、全ての解決に向けての支援ができるため、このやす方式が全国に広がることを願います。但しそのためには、人員の手当が必要であると思います。（スタッフが足りない。）
良く理解出来ました。

やすワーク

中・無料・不要
が来ました。

労働局 ハローワーク + 野洲市 = 就職!?

平成 25 年

9月7日(土)

10:00~12:00

(開場・受付 9:30~)

市民活動支援センターホール (辻町 410: 野洲図書館併設)

野洲市では、労働局（ハローワーク）と一緒に、就労・生活支援を進める「やすワーク」を開設しています。10 月からは、端末機も設置し本格始動！

市役所とハローワークとのコラボでいったいどんなコトができるのか一緒に考えてみませんか？

開設記念講演 「生活困窮者支援に求められるもの

～おせっかいの野洲方式～



京都府立大学 公共政策学部

小沢 修司 教授

パネルディスカッション

市役所とハローワークのコラボレーション！

京都府立大学
公共政策学部
小沢修司 教授

滋賀労働局
草津公共職業安定所
所長 宮本善彦 氏

野洲市長
山仲善彰 氏

コーディネーター 野洲市市民生活相談課 生水裕美 氏



市民活動
支援センター

【お問い合わせ】

野洲市 市民生活相談課

電話 077-587-6063 Fax 077-586-3677

野洲市小篠原 2100 番地 1

当日は、市民活動支援センター電話 077-518-0556 まで！

※手話通訳が必要な方は 8 月 26 日（月）までにお申し出ください

平成 25 年度 野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業 アクション・プラン「やすワーク」開設記念シンポジウム

～ 講師 紹 介 ～



小沢修司（おざわしゅうじ）／京都府立大学公共政策学部教授。
1952 年大阪に生まれる。京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。専攻は、生活経済学、福祉財政論、社会政策。

主な著書に、単著『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』高峯出版 2002 年、単著『生活経済学—経済学的人間的再生へ向けて—』文理閣 2000 年、単著『経済がみえる元気がみえる』法律文化社 1992 年ほか。

今回、2012 年度の京都府立大学地域貢献形特別研究（ACTR）に採択され行われた「京都府における低所得者支援施策の効果的実施に向けた研究」の中で、野洲市の取り組みも取り上げていただき、（第 3 章 行政における包括的支援を成功させる要因とはいかなるものか—滋賀県野洲市における生活困難者支援から学ぶ—）として、当市の取り組みをまとめていただいています。

～ や す ワ ー ク と は ？ ～

アクション・プランを活用し、ハローワークの就職相談と市役所の生活支援を一体的に提供する取り組み。生活困難者を対象に、求人情報の提供はもちろん家計相談等も実施している。



※アクションプラン
平成 22 年に閣議決定された、国の出先機関を地域に委ね原則廃止する動き。国道、河川、安定所が対象。

～ 会 場 案 内 ～

野洲市市民活動支援センター（野洲図書館併設）

住 所：滋賀県野洲市辻町 410 電話：077-518-0556

交 通：JR 野洲駅南口から 2 つ目の信号を左折約 2.4 k m
野洲市コミュニティバス「図書館前」下車

駐車場：当日は、向かいの健康福祉センター駐車場をご利用下さい。



アクション・プラン「やすワーク」開設記念シンポジウム （平成 25 年度 野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業）
平成 25 年 9 月 7 日(土)10:00～12:00 市民活動支援センター ホール



アクション・プラン「やすワーク」開設記念シンポジウム （平成 25 年度 野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業）
平成 25 年 9 月 7 日(土)10:00～12:00 市民活動支援センター ホール



野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 15 日

告示第 113 号

改正 平成 24 年 3 月 26 日告示第 45 号

平成 24 年 6 月 1 日告示第 116 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 34 号

平成 26 年 4 月 1 日告示第 29 号

(設置)

第 1 条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報等の管理)

第 5 条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例（平成 16 年野洲市条例第 10 号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(部会)

第 6 条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。

(1) 多重債務対策連絡部会

(2) 自殺防止対策連絡部会

(3) 人権対策連絡部会

2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。

3 第 4 条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中

「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

(平 25 告示 34・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

(野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱及び野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱(平成 16 年野洲市告示第 146 号)

(2) 野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱(平成 21 年野洲市告示第 150 号)

付 則(平成 24 年告示第 45 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年告示第 116 号)

この告示は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年告示第 34 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年告示第 29 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 24 告示 45・平 24 告示 116・平 25 告示 34・平 26 告示 29・一部改正)

政策調整部企画調整課職員

総務部人事課職員

総務部総務課職員

総務部人権施策推進課職員

総務部人権センター職員

総務部野洲地域総合センター職員

総務部市民交流センター職員

総務部税務課職員

総務部税務課納税推進室職員

市民部生活安全課職員

市民部協働推進課職員

市民部市民生活相談課職員

健康福祉部社会福祉課職員

健康福祉部障がい者自立支援課職員

健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室(障がい者虐待防止センター)職員

健康福祉部子育て家庭支援課職員

健康福祉部こども課職員
健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室職員
健康福祉部高齢福祉課職員
健康福祉部健康推進課職員
健康福祉部保険年金課職員
都市建設部住宅課職員
環境経済部環境課職員
環境経済部商工観光課職員
環境経済部上下水道課職員
教育委員会事務局教育総務課職員
教育委員会事務局学校教育課職員
教育委員会事務局人権教育課職員
教育委員会事務局生涯学習スポーツ課職員
野洲市地域包括支援センター職員
野洲市子育て支援センター職員
野洲市ふれあい教育相談センター職員
野洲市発達支援センター職員

野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトについて

○目的

経済状況の低迷に伴い、生活困窮者が増加している中で、市税等を滞納している市民が多重債務に陥っていないかを積極的にお尋ねし、該当すれば債務整理と併せて各課連携のもと生活再建を図り、結果として収納率の向上を図ろうとするものです。

ここまでは、平成19年4月に国の多重債務者対策本部で決定された「多重債務問題改善プログラム」に基づき、本市においても従来からの多重債務対策連絡会議で取り組みを進めてきましたが、今回のプロジェクトでは、もう一步進めた取り組みとするため、特に税や使用料等の徴収を行う部門をプロジェクトチームメンバーとして、情報交換等により横の連携を図り、「チーム市役所」として多重債務者の掘り起こしや、債務整理の決断説得、税や使用料等の滞納情報と分納計画の一元化をはかり、法律家の協力・支援を得て納付を図るとともに、生活再建の支援を行政の総合的で行い取り組もうとするものです。

○具体的な取組

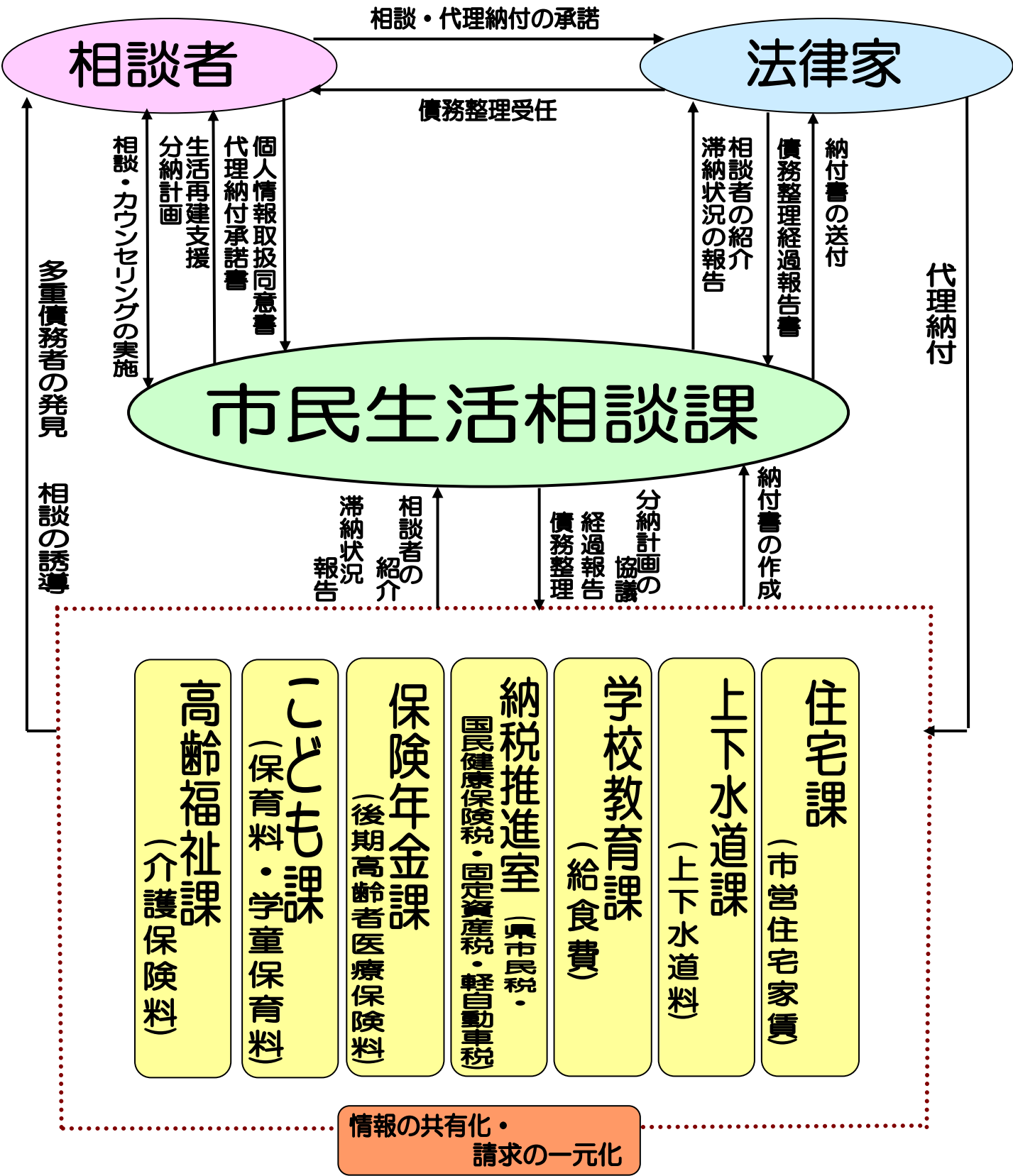
各課においては、従来以上に積極的に催告書への法律相談チラシ（多重債務解説付き）の同封や、滞納している市民に接するときに、滞納理由が借金ではないかと注意を払い、聴き取りのなかで多重債務に陥っている事がわかれば、市民生活相談室に相談するように促し誘導をします。

市民生活相談室でカウンセリングを実施し、聴き取った内容と、債務整理や生活再建の目処等について、法律家の相談を紹介すると共に、プロジェクトチームメンバーに情報提供し、これまで各部門が個別に行っていた請求をまとめ、相談者の生活や家計も考慮した分納計画に役立てます。

この際に、市役所と相談者との間で、個人情報取扱同意書並びに、過払い金を回収した際に税金等を受任した法律家が納付して頂く、代理納付承諾書を取り交わし、個人情報の保護に配慮します。

そして、債務整理を受任する弁護士等法律家と緊密に連携し、債務整理とともに過払い金等で税や使用料の計画的な納付につなげていきます。

野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトの流れ



相談申込・受付表

※ID		受付日	平成 年 月 日	受付者	
-----	--	-----	----------	-----	--

■基本情報（書ける範囲でご記入ください）

ふりがな				性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ ()
氏名				生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)
住所	〒 —				
電話	自宅	() —	携帯	() —	
家族	同居者	☐ 有(自分を含んで____人) ☐ 無	別居の家族	☐ 有() ☐ 無	
	婚姻	☐ 未婚 ☐ 既婚 ☐ 離別 ☐ 死別 ☐ その他()	子ども	☐ 無 ☐ 有(____人 →扶養 ☐ 有 ☐ 無)	
健康状態	☐ 良い ☐ 良くない/通院している ☐ 良くないが通院していない (通院先:) (服薬・既往歴等:)				
住居	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 野宿 ☐ 賃貸アパート・マンション ☐ 会社の寮・借り上げ住宅 ☐ その他() ※ローン・家賃: 万円/月				
収入状況	世帯収入(円) ・ ・		☐ 本人収入有(円) 月額収入(円) ☐ 本人収入無		
借金	☐ 無 ☐ 有(☐ カード会社(万円) ☐ 消費者金融(万円) ☐ 銀行(万円))				
滞納状況	☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 家賃 ☐ 電話 ※食事: 朝・昼・夜 ☐ 住民税(市・県民税) ☐ 固定資産税 ☐ 国民健康保険税 ☐ 国民年金 ☐ ()				
年金	☐ 受給中(年金 円/2ヶ月 年金 円/2ヶ月) ☐ 未加入 ☐ 不明 ☐ 加入中(☐ 厚生・共済年金 ☐ 全額納付 ☐ 一部納付(3/4・半額・1/4) ☐ 全額減免 ☐ 納付猶予 ☐ 滞納)				
健康保険	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険(普通・短期・資格) ☐ 未加入 ☐ 不明 ※国民健康保険の場合(☐ 全額納付 ☐ 減免() ☐ 分納 ☐ 滞納)				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名			ご本人 との関係	☐ 家族(本人との続柄:)
	電話	() —			☐ その他()

■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

☐	病気や健康、障害のこと	☐	住まいについて	☐	収入・生活費のこと
☐	家賃やローンの支払いのこと	☐	税金や公共料金等の支払いについて	☐	債務について
☐	仕事探し、就職について	☐	仕事上の不安やトラブル	☐	地域との関係について
☐	家族関係・人間関係	☐	子育て・介護のこと	☐	ひきこもり・不登校
☐	DV・虐待	☐	食べるものがない	☐	
☐	その他()	☐		☐	

■同意欄

野洲市長 様

私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報収集保有し、利用すること、および外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等）に提供することに同意します。

平成 年 月 日

本人署名 _____ 印 _____

相談申込・受付表

■相談経路・相談歴

当初 相談経路	☐ 本人自ら連絡 → < ☐ 来所 ☐ 電話> ☐ 家族・知人から連絡 → < ☐ 来所 ☐ 電話> ☐ 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた ☐ 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) ☐ その他(_____)
------------	--

■アセスメント結果の整理(課題と背景要因の整理)

チェック 項目	☐ 病気 ☐ けが ☐ 障害(手帳有) ☐ 障害(疑い) ☐ 自死企図 ☐ その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) ☐ 住まい不安定 ☐ ホームレス ☐ 経済的困窮 ☐ (多重・過重)債務 ☐ 家計管理の課題 ☐ 就職活動困難 ☐ 就職定着困難 ☐ 生活習慣の乱れ ☐ 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) ☐ 家族関係・家族の問題 ☐ 不登校 ☐ 非行 ☐ 中卒・高校中退 ☐ ひとり親 ☐ DV・虐待 ☐ 外国籍 ☐ 刑余者 ☐ コミュニケーションが苦手 ☐ 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) ☐ その他(_____)
------------	---

■スクリーニング

スクリーニング実施日	平成 年 月 日
スクリーニング結果	☐ 情報提供や相談対応のみで終了 ☐ 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関: _____) ☐ 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む ☐ 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する ☐ スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

相談申込・受付表

(資料4) やすワーク受付票

就職希望内容	
就労状況	☐ 就労・就学している ☐ 就労予定 ☐ 仕事を探したい・探している(現在無職)
	☐ 転職先を探したい・探している(現在有職) ☐ 仕事をしていない(仕事は探していない) ☐ 対象外(子ども、高齢者等)
(職場・学校名: _____) (雇用形態: _____)	
最終学歴	☐ 中学(高校未入学) ☐ 中学(高校中退) ☐ 高校(大学中退) ☐ 特別支援学校(学級含む) ☐ 専門学校 ☐ 専修学校・各種学校・職業訓練校 ☐ 高等専門学校 ☐ 短大 ☐ 大学・大学院 ☐ その他(_____)
所持資格・免許	普通自動車免許
希望職種	
希望形態	正社員・パート・派遣・臨時・嘱託・その他(_____)
勤務時間	時 分～ 時 分 () 時間/日・() 日程度/週 夜勤・交代
	休日: 土・日・祝 その他(_____)
勤務地	野洲市・守山市・近江八幡市・栗東市・草津市・その他(_____)
通勤方法	自動車・電車・バス・自転車・その他(_____)
給料	月額 _____ 円 / 日給 _____ 円 / 時給 _____ 円
優先順位	職種() 時間() 勤務地() 給料() 休日() 保険加入()

職務経歴(新しい順)			
事業所名	仕事内容	勤務期間	離職理由
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
最終退職日: 年 月 日		働いていた期間(合計): 年 ヶ月	
直近の離職後期間	☐ 6ヵ月未満 ☐ 6ヵ月～1年未満 ☐ 1年以上～2年未満 ☐ 2年以上 ☐ 仕事をすることがない		
＜その他＞			

もっとしっかり安全・安心
生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト
～入居者（市民）の命を守り隊～

1、背景

高齢、障がい、貧困等さまざまな要因から、地域において孤立化する生活弱者の問題がクローズアップされている。孤立化の結果として、平成 23 年度末には、さいたま市や立川市で餓死事件が発生した。また、発見される際、死後数カ月経過した状態で発見され、その発見は不動産管理会社やガス会社からの連絡によるものであった。

国においても平成 13 年から幾度にわたり「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（最新は平成 24 年 2 月 23 日）通知が出され、電気、ガス等の滞納状況等から、福祉事務所への連携がうたわれているが、個人情報保護の観点から実際なかなか進まない現状がある。

この 4 月には消費者庁からも個人情報の適切な共有について発信されており、生活弱者からの SOS をいち早く発見し、必要な支援を届ける方法を模索したい。

2、目的

家賃滞納や新聞・郵便物が溜まる等の SOS 情報から助けが必要な生活弱者を発見し、いち早く「命を守る行政サービス」へつなげ、生活再建を進めることを目的とする

3、対象

市内の賃貸住宅に居住する、自ら市役所へ相談することが難しいとされる、地域から孤立した生活弱者など

4、方法

- ・家賃滞納等 SOS ⇒不動産管理会社が本人の状況確認 ⇒SOS を発見！
- ⇒本人の同意の元に市役所へ連絡 ⇒行政サービスを活用し生活再建支援の実施

例) 失業 ⇒就労支援・住宅手当等 借金 ⇒債務整理
その他、消費者相談・健康・メンタルヘルスなど

5、期待される効果

- ・市民は、早期に発見してもらえることで、命が守られ、生活再建が出来る
- ・不動産管理会社（貸主）は、孤立死などが防げ、資産価値が守られる
- ・市役所は、市民の命が守れ、安全・安心なまちづくりにつながる

6、その他

- ・野洲市の民間住宅入居数 3043 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・現在の協力不動産管理会社（10 社）の管理数 2083 戸（68.5%）



野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を 一体的に実施するための協定

平成25（2013）年 4月 1日

甲

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市長 山 仲 善 彰

乙

滋賀県大津市御幸町 6－6

厚生労働省滋賀労働局

滋賀労働局長 岡 崎 直 人

滋賀県野洲市（以下「甲」という。）と厚生労働省滋賀労働局（以下「乙」という。）は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日付け閣議決定）に基づき、生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するため、次のとおり協定する。

（基本理念）

第1条 甲と乙は、生活困窮者等の就労を促進し自立を支援する観点から、この協定の実施及び改廃に関して、互いに要望することができ、当該出された要望については、互いに誠実に対応するものとする。

（一体的実施を行う事業及び施設等）

第2条 甲と乙は、生活困窮者等を対象とした就労支援事業を連携して一体的に実施する。

2 甲は、甲が管理する施設等を、前項の事業を円滑に実施するための施設として確保し、市民生活相談に関する事務を所管する課がその管理を行う。

3 甲及び乙は、それぞれの権限と責任に応じて、前項の施設の運営に必要な備品及び機器を設置する。当該施設の運営上必要な工事については、事前に甲及び乙が協議して負担を決定する。

4 前2項の施設の名称は、「野洲生活困窮者等就労相談コーナー（以下「コーナー」という。）」とする。

(生活困窮者等を対象とした就労支援事業)

第3条 甲は、コーナーに相談支援員（以下「サポーター」という。）を配置し、乙は、就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）を配置する。

2 前項のサポーターは、コーナーにおいて、ナビゲーターと連携して、各種相談、企業、行政、施設からの情報収集と提供、連絡調整を行う。

3 第1項のナビゲーターは、コーナーにおいて、前項のサポーターと連携して、求人情報の提供、職業相談及び職業紹介を行う。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項のサポーターとナビゲーターが連携して、生活困窮者等のための就労促進に資する事業を行う。

(生活困窮者等を対象とした就労支援事業)

第4条 甲は、市民生活相談課に配置する担当職員、家計再建支援員、相談支援員及び市民相談総合推進委員会に関係する担当職員に各種相談等を実施させ、能力・意欲を一定程度有し、早期の適切な就労支援により自立の可能性が見込める対象者をコーナーに連絡・誘導し、チーム支援に参加させる。乙は、コーナーに配置したナビゲーターに、チーム支援の実施、求人情報の提供、職業相談及び職業紹介を行う。

(生活困窮者等を対象とした就労支援事業運営協議会)

第5条 甲及び乙は、生活困窮者等を対象とした就労支援事業の円滑な運営に資するため、就労支援事業運営協議会（以下、「協議会」という。）を共同で開催する。

2 協議会は、以下に掲げる者により構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができることとする。

(1) 甲の指名する野洲市職員

市民部長

健康福祉部社会福祉課長

健康福祉部子育て家庭支援課

環境経済部商工観光課長

(2) 乙の指名する滋賀労働局職員（草津公共職業安定所職員を含む）

滋賀労働局職業安定部求職者支援室長

草津公共職業安定所主任就職促進指導官

(3) 野洲市及び滋賀労働局の合意によって選定した地域労働者団体の者

連合滋賀第3区地域協議会事務局長

(4) 野洲市及び滋賀労働局の合意によって選定した地域使用者団体の者

野洲市商工会副会長

(5) 福祉関係団体の者

野洲市社会福祉協議会福祉企画課長

- 3 協議会の会長は甲の市民生活相談に関する事務を所管する部長とする。
- 4 会長は、協議会の議事を統括する。会長が都合により協議会に出席できない場合、その他協議会の議事を統括できない場合は、会長があらかじめ指名した協議会の構成員が代理する。
- 5 協議会の議事は、会長（前項後段の場合は当該代理する者。以下この項において同じ。）を除く出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 6 この協定に定めるもののほか、協議会の議事については、協議会の議決により定める。

（協議会の開催等）

- 第6条 協議会は、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ）ごとに1回は開催し、コーナーの前年度の事業報告及び当該年度の事業計画を調査審議する。この場合において、年度末に事業実績見込みでの当該年度の事業報告を調査審議し、同時に翌年度の事業計画を調査審議することもできるものとする。
- 2 前項の事業計画及び事業報告は、原案を甲と乙（草津公共職業安定所）が該当部分を作成し、甲及び乙が合意した上で、共同で協議会に提出する。
 - 3 甲及び乙は、コーナーの運営に関する重大事項に関しては、事前に協議会の議事にかけるなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、協議会は、甲もしくは乙の要請に応じ、または自ら判断して、コーナーの運営について調査審議した上で、意見表明する。
 - 5 甲及び乙は、協議会の意見を最大限尊重しなければならない。甲及び乙は、協議会の意見に従ったコーナーの運営のために必要な予算を確保するよう努めなければならない。

（目標設定及び業績評価）

- 第7条 協議会は、前条第1項の事業計画を調査審議するに当たり、数値目標を定めるものとする。
- 2 協議会は、前条第1項の事業報告を調査審議するに当たり、前項の数値目標を大きく下回る事業がある場合、その他業績評価が低いと判断した事業がある場合には、当該事業の改善策等を討議する。

（広報）

- 第8条 甲及び乙は、コーナーの広報を恒常的かつ積極的に実施する。

（費用の負担）

- 第9条 コーナーの管理に要する費用は、甲は光熱費を負担し、乙はハローワークシステムの導入費用（電源工事に要する費用を除く。）、回線使用料及び消耗品費、乙の使用する通信費（電話・ファックスの基本料金・回線使用料）を負担する。

- 2 機器の保守点検費及び修繕費は、その管理権限の所在に応じて甲又は乙が負担する。
- 3 事業の拡大等に伴い、コーナーの拡張又は移転等が発生した場合は、事前に甲、乙協議のうえ、備品及び機器の移設工事等を負担する。
- 4 第3条及び第4条に規定する事業の運営に係る費用については、甲及び乙の関与の度合いに応じて、甲、乙協議の上決定する。
- 5 第5条に規定する協議会の運営に係る費用については、甲、乙それぞれの所属の職員に係る経費はそれぞれが負担し、その他の経費については、事前に甲、乙協議の上決定する。

(原状回復)

第10条 事業の全部又は一部が終了した場合、甲又は乙は、速やかに当該終了した事業に係る機器（自らの管理権限を有するものに限る。）の撤収に係る原状回復を行う。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、コーナーの運営、管理等に関し必要な事項は、その都度、甲、乙協議のうえ、決定する。

附則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定は2通作成し、甲、乙それぞれ各1通を保管するものとする。

平成 25 年度「生活困窮者等を対象とした就労支援事業」事業運営計画

1 事業内容

(1) 目的

野洲市及び滋賀労働局（草津公共職業安定所）は、連携して、野洲役所の市民生活相談課窓口の一部に「野洲生活困窮者等就労相談コーナー（以下「コーナー」という。）」を設置し、支援対象者に対して、職業相談及び職業紹介を実施するとともに各種相談を行い、住民の福祉の増進と雇用の促進に資することを目的とする。

(2) 支援対象者

生活保護受給者、住宅手当受給者及び児童扶養手当受給者並びにその申請者及び相談者（以下「生活困窮者等」という。）のうち就労支援が必要な者

野洲市及び滋賀労働局（草津公共職業安定所）は、生活困窮者等が広く事業を活用するよう、積極的に対象者への周知と誘導を行う。

(3) 業務内容

コーナーには、職業紹介端末並びに求人情報提供端末を 1 台ずつ設置し、市民生活相談課窓口に来所した生活困窮者等のうちハローワークの支援が必要な者に対し、予約制により、職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行う。

① 市が実施する事項

- ・ コーナー設置場所の確保
- ・ 支援候補者に対する就労意欲の喚起
- ・ 支援候補者のコーナーへの誘導
- ・ ハローワーク担当者に対する個人情報の提供
(市役所とハローワークの間で個人情報を相互に共有することについて本人の同意を得て実施)
- ・ 必要に応じケースワーカー、就労支援員等による職業相談への同席
- ・ その他

② 国が実施する事項

- ・ 就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援
- ・ 職業相談及び職業紹介
- ・ 求人情報提供端末の設置
- ・ 福祉事務所担当者に対する個人情報（求職活動状況）の提供
(ハローワークと市役所の間で個人情報を相互に共有することについて本人の同意を得て実施)
- ・ その他

(4) 設置場所

野洲市役所市民生活相談課

2 業務運営体制

(1) コーナー体制

ハローワークの就職支援ナビゲーター（草津公共職業安定所配置）1人と、野洲市市民生活相談課の相談支援員（サポーター）1人で、業務運営を行う。

(2) 業務取扱日及び時間

月曜日から金曜日まで（祝日および12月29日～1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（但し、12時から13時までを除く。）

(3) 運営管理

野洲市及び滋賀労働局（草津公共職業安定所）がそれぞれ設置した施設・設備等については、それぞれが管理を行うこととする。

3 業務開始時期（予定）

4月1日からコーナーに就職支援ナビゲーターが週3日、巡回相談し業務を開始することとする。

9月以降コーナーに求人情報提供端末及び紹介端末を設置し、常設による業務を開始することとする。

4 事業目標

4月～8月

①就労支援対象者数：40人以上

②就労者数：20人以上

9月～3月

①就労支援対象者数：80人以上

②就労者数：40人以上